

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel 048-844-8972

Fax 048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com



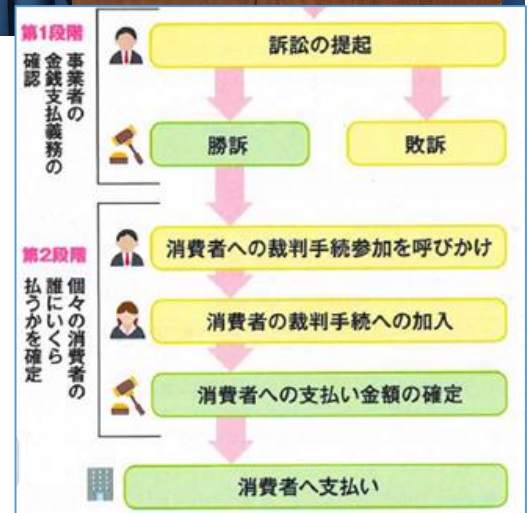
被害回復

信販会社ライフティ㈱に対し集団的被害回復訴訟を提起しました

2024年1月30日午前、埼玉消費者被害をなくす会（以下、なくす会という）は、信販会社「ライフティ株式会社」（本社：東京都新宿区 以下、ライフティという）に対する集団的被害回復制度の共通義務確認訴訟（第1段階の訴訟）をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。

本訴訟は、消費者が脱毛エステ業者株式会社ビューティースリー（以下、ビューティースリーという）の「全身脱毛無制限コース」を契約し、ライフティに分割払いクレジットを利用して支払った代金を、ライフティから消費者に返金することを求める訴訟です。

集団的被害回復訴訟は事業者の金銭支払義務を確認するための共通義務確認訴訟（第1段階の訴訟）、個々の消費者の誰にいくら払うのか確定する簡易確定手続（第2段階の訴訟）に分かれています。



集団的被害回復制度の流れ

対象消費者へ事前登録を呼びかけています

- ❖ 事前登録いただいた方には、共通義務確認訴訟（第1段階の訴訟）に勝訴した場合、簡易確定手続（第2段階の訴訟）への訴訟参加のご案内をいたします。

《対象となる消費者 以下①～③すべてを満たす方》

- ① 2019(平成31)年1月1日から2023(令和5)年9月25日までの間に、ビューティースリーとの間で「全身脱毛無制限コース」の契約を締結した人
- ② 代金支払いについて、ライフティとクレジット契約を締結し、分割金の全部または一部の支払いをした(している)人
- ③ 簡易確定手続(第2段階の訴訟)参加申込手続をする前に、ビューティースリーの破産管財人とライフティに対し、脱毛エステ契約とクレジット契約について、クーリング・オフの行使と契約取消しの通知書を送付してあること 通知書例はなくす会ホームページに記載

- ❖ 詳細はなくす会ホームページ(下記 URL または右記二次元コード)でご確認ください
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/index.html>



集団的被害回復訴訟までの経過

- ① 2023年10月～11月、ビューティースリーが9月末に破産決定を受けたこと、脱毛エステ施術を受けられない消費者が多数いること、ライフティは有料施術を受けた回数のみで清算する対応であり、無償施術分は対応しない姿勢であることの情報提供を受けました。
- ② ライフティに対し、ビューティースリーの脱毛エステ契約にクレジット契約を提供した件数、「5回目以降無償施術・期間無制限」の約束に関する認識などを問い合わせたところ、クレジット契約の与信対象は1年間4回の有料契約分であり、5回目以降の無料施術分の附帯特約は対象ではないから解約時の清算対象でもないと回答をうけました。
- ③ 国民生活センターに対し、ライフティのクレジット契約を利用してビューティースリーの「全身脱毛無制限コース」契約を締結した消費者の相談件数等を紹介したところ、数百件の相談が寄せられていることが判明しました。
- ④ なくす会としては、ライフティの契約件数が相当多数に上ること、個別消費者の苦情申出に対し有料施術回数のみで清算する対応であることなどに照らし、多数の事案について個別交渉・個別訴訟では適正な解決が困難であると考えられることから、集団的被害回復訴訟を提起しました。

❖ なくす会は、多数の消費者に生じた財産的被害の集団的な被害の回復を求めることができる消費者団体訴訟制度を行使することができる特定適格消費者団体として2018年4月、内閣総理大臣の認定を受けています。

❖ 消費者庁の消費者団体訴訟制度のWebページはこちら

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system

差止請求

暮らしのレスキューサービス(水回り) 貴和設備と和解が成立しました

埼玉消費者被害をなくす会は、2023年3月10日、暮らしのレスキューサービス事業者(水のトラブル) 貴和設備に対し差止請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。

本訴訟は、当該事業者が運営するWebサイト広告「暮らしのホームズ」において、「基本料金350円税込～」等と表示し、対象となる役務提供を、350円(税込)を大きく上回ることがない金額で受けることが可能であるかのように示す表示を行うことの停止を求めているものです。

2024年2月5日に行われた第5回弁論準備期日にて、和解が成立しました。

弁論準備手続調書(和解)は、なくす会ホームページから確認いただけます。

http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/240215_01.html



差止請求

申入れ活動を行っている事案について(2024年3月8日現在)

事業者	概要
AGODA COMPANY PTE. LTD. (本社:シンガポール)	(オンライントラベル事業者) 「アゴダ®」というサービスにおける「アゴダ®利用規約」のうち「一切責任を負わない」とする一部免責条項の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求め、2023年12月6日、さいたま地方裁判所に対し差止請求訴訟を提起しました。裁判期日は未定です。
アマゾンジャパン合同会社	(電子商取引事業者) Amazon.co.jp 利用規約および Amazon ギフト券細則の一部条項の使用停止または修正を求めています。一部条項は修正されましたが、さらに改定が必要な条項があるとして、再度申入れを行いました。
hairju(株)	(育毛用品等販売事業者) 薬用育毛ヘアエッセンス「hairju」の販売サイト広告における「初回限定価格 今すぐ試してみる」というクリックボタンの表示、定期便受取りについての表示、最終確認画面の表示などについて、使用を停止もしくは適切な表示へ修正することを求めました。

国民生活センターより注意喚起情報 =依然として多い「定期購入トラブル」=

相談事例

SNSで初回980円のダイエットサプリの広告を見てクレジットカード払いで注文した。その後商品が届き、中身を確認したら6箱入っていて、代金も約2万円になっていた。1箱のみ980円で注文したつもりだったが、申し込む際に「期間限定クーポンプレゼント」を選択したことで、約2万円の商品が3か月ごとに届く定期購入になっていたようだ。次回以降は解約したいが、事業者の電話番号にかけてもつながらない。どうしたら解約できるか。



イラスト:政府広報オンラインより

消費者へのアドバイス

- インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう
 - 特定商取引法により申込みの意思表示を取り消すことができる場合があります
 - 不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう
- *埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) Tel048-261-0999
*全国共通 消費者ホットライン Tel188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)

埼玉県消費生活支援センターより
～ネット通販の定期購入トラブル急増!
トラブルに備え、スクショ習慣を～



🌸 その他会議の報告、ご案内 🌸

第21回通常総会について

日時:2024年6月18日(火)10時～
会場:埼玉会館3C会議室及びオンライン

総会の後に、設立20周年の記念講演会を予定しています。詳細は5月発行のニュースレター及び6月初旬にお送りする議案書でご確認ください。

令和5年度適格消費者団体連絡協議会

3月2日(土)、3日(日)に国民生活センター(相模原)及びオンラインにて開催され、適格消費者団体26団体、めざす団体5団体、消費者庁、国民生活センター、消費者スマイル基金、消費者委員会、講演者、計173人が参加しました。

基調講演「フォーシーズ最高裁判決について」(大阪大学大学院 武田直大教授)による基調講演のあと、差止請求及び被害回復訴訟の事例などについて報告がありました。なくす会からは「ライフティ(株)被害回復訴訟事案」について報告しました。

令和5年度

埼玉県と適格消費者団体等連絡協議会

2月6日(火)、埼玉県生協連多目的室にて開催されました。

本協議会は、埼玉県民の消費生活の安定及び向上を図るため、埼玉県と県内の適格消費者団体が互いに連携し、情報提供などを行うことを目的に、年2回開催されているものです。

埼玉県からは消費生活課、埼玉県消費生活支援センターの計6人、なくす会からは理事長、専務理事、事務局の4人が出席し、ライフティに対する訴訟提起における対応などについての協議や互いの取り組みの情報交換を行いました。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

🌸 事務局より 🌸

2024年度会費について

団体会員の皆様

4月初旬に2024年度(2024年4月1日～2025年3月31日)の会費(2023年度会費と同額)につきまして、納入のお願いを送付させていただきます。

個人会員の皆様

5月発行のニュースレターに同封させていただきます。

ライフティ(株)に対する第1段階の訴訟について「対象者の可能性がある」方が身近におられましたら、なくす会のホームページの内容をよくご確認の上、
①通知書の送付
②事前登録(グーグルフォーム)をご案内ください。



アンケートめやすばこ

【終活について】

ご協力いただきまして、ありがとうございます。アンケートのまとめは4月初旬を予定しております。



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)